

安全保障理事会

配布：一般

2014年5月22日

原文：英語

アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボツワナ、ブルガリア、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ヨルダン、ラトビア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、サモア、サン・マリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セイシェルズ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国およびアメリカ合衆国：決議案

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2042 (2012)、2043 (2012)、2118 (2013) および 2139 (2014) 並びに 2011 年 8 月 3 日、2012 年 3 月 21 日、2012 年 4 月 5 日および 2013 年 10 月 2 日の安保理議長諸声明を想起し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全、並びに国際連合憲章の目的と原則に対する安保理の強い公約を再確認し、

シリア・アラブ共和国における現在の紛争の期間中に犯された行為に対する責任が対処されなければならないことを強調した 2012 年 6 月 30 日のジュネーブ・コミュニケに対する安保理の完全な支持を想起し、

2011年3月以降のシリア・アラブ共和国における国際人権法の申し立てられたあらゆる違反を捜査し、そのような違反に相当する可能性のあるそして行われた犯罪の事実および事情を立証し、そして、可能な場合には、人道に対する罪を構成する可能性のある者を含む、違反の実行者が責任を問われることを確保する目的で責任を有する者を特定するため、人権理事会により負託された、シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の報告書に留意し、

人道に対する罪および戦争犯罪が、シリア・アラブ共和国において犯されていたようであるという事務総長および国際連合人権高等弁務官により出された声明を想起し、

事態を国際刑事裁判所に付託することを安全保障理事会に求めた国際連合人権高等弁務官によるくり返された勧奨に留意し、

シリア・アラブ共和国における事態は、国際の平和および安全に対する脅威を構成していることを認定し、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. 2011年3月以降のシリア・アラブ共和国における現行の紛争の過程で犯された全ての、シリア当局および政府支持の民兵による人権および国際人道法の広範な違反並びに非国家武装集団による人権侵害と国際人道法違反についての安保理の強い非難を再確認する。

2. 2011年3月以降の上記第1項に示されたシリア・アラブ共和国における事態を、国際刑事裁判所の検察官に付託することを決定する。

3. ローマ規程の当事国でない国家は同規程の下では義務がないことを認識しつつ、シリア・アラブ共和国政府は、本決議に従って、国際刑事裁判所の特権および免除に関する協定を十分に実施することにより、同裁判所並びに同検察官と十分に協力しまた必要な支援を提供するものとすることを決定し、全ての国家および関係する地域的並びに他の国際機構に対し、同裁判所および同検察官と十分に協力することを強く促す。

4. シリア・アラブ共和国における非国家武装集団も、本決議に基づいて遂行された捜査および起訴に関連して同裁判所および同検察官と十分に協力しまた必要な支援を提供することを要求する。

5. 本決議の効果的なフォローアップに対する安保理の公約を表明する。

6. 国際刑事裁判所により出された逮捕状または召喚状の対象となっている人との接触に関する事務総長により出された指針を想起する。

7. 国際刑事裁判所のローマ規程の当事国でないシリア・アラブ共和国以外の国からの国民、現在のまたは以前の官僚若しくは要員は、安保理により設立されたかまたは承認されたシリア・アラブ共和国における作戦から生じるかまたは関連したあらゆる申し立てられた作為または不作為に対して当該国の排他的管轄権の対象となるものとすることを決定する。ただし、そのような排他的管轄権が、当該国により明白に放棄された場合はこの限りでない。

8. 付託に関しての捜査または起訴に関連した経費を含む、付託に関して発生した経費のいずれも、国際連合がもつものではないことまたそのような経費は、ローマ規程の当事国によりまた自発的に貢献することを望む国により分担されるものとすることを認識しそして総会決議 **67/295** において述べられたように、安全保障理事会により同裁判所に付託された事態に関してのものを含む、国際刑事裁判所の捜査または起訴に関連した経費の資金調達必要性に留意しつつ、国家に対し、そのような貢献を行うことを奨励する。

9. 検察官に対し、本決議の採択の日から2か月以内にそしてその後は6か月毎に、本決議に基づいて取られた活動について安保理に報告することを招請しそして事務総長に対し、当該口頭説明の前に、安保理の文書として検察官の報告書を回覧することを要求する。

10. この問題に引き続き取り組むことを決定する。